

諮問番号：諮問第 44 号

答申番号：答申第 44 号

答申書

第 1 審査会の結論

太宰府市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。審査請求人は、勤務先の都合により住民票の異動を余儀なくされたものであり、転出日の算出基準が分からなかったため、「郵便による転出届」には、勤務先での手続のための日付である平成 28 年 10 月 11 日を記入した。本来の転出日は、転出先の自治体に転入届を提出した平成 29 年 1 月 23 日が適当である。

単身赴任中であるが生活の本拠は〇〇市にあり、税金も納めているのに、児童手当が支給されないのは納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、市外への転出を理由に児童手当の支給事由が消滅したとする本件処分に、違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

1 児童手当支給事由消滅処分の仕組みについて

法第 8 条第 2 項では、児童手当の支給は、「児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」とされており、国からの通知において、「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、他の市町村の区域内に住所を変更した場合も含まれるとき

れている。

したがって、従前、児童手当の受給資格の認定を受けていた市町村の区域内に住所を有しなくなった場合、法第8条第2項の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分が行われる。

2 市町村の区域内に住所を有しなくなったことの判定について

審査請求人は、勤務先の都合により住民票の異動を余儀なくされたものの、生活の本拠は引き続き転出元の自治体にあると主張している。

しかし、審査請求人は、平成29年1月11日付けの「郵便による転出届」において「引越しの日」を平成28年10月11日として届け出ている。

国からの通知で、児童手当の支給事由を判断する住所を変更した日について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）上の転出予定日、すなわち転出者自身が住所を異動する日として届け出た日付により定める取扱いが認められていることからすれば、上記「郵便による転出届」に基づき、処分庁が、審査請求人の市外への転出日を平成28年10月11日と認めたことに、違法又は不当な点はない。

そして、処分庁は、平成28年10月11日付けで審査請求人が市外に転出し、住民基本台帳ネットワーク上の情報から削除されたことを確認した上で、同日付けで児童手当を「支給すべき事由が消滅した」と判定し、職権により本件処分を行った。これは、内閣府のガイドラインに沿った取扱いである。

以上のことから、本件処分において、審査請求人が平成28年10月11日に市外へ転出したと届け出たことを理由に、同日付けで児童手当の支給事由が消滅したと処分庁が判断したことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月6日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、平成30年1月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

児童手当の支給に関する法令等の定めは以下のとおりである。

児童手当の支給を受けるためには、住所地の市町村長の認定を受けなければならない(法第7条第1項)、すでに市町村長の認定を受けた者が、他の市町村の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときは、あらためて、当該住所地の市町村長の認定を受けなければならない(法同条第3項)。

児童手当は、法第7条の認定をした一般受給者等に対し支給される(法第8条第1項)。

児童手当の支給は、認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる(法第8条第2項)。なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第245条の4に規定する技術的な助言として示す「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」(雇児発0331第1号、平成24年3月31日)によれば、ここにいう「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合及び被用者又は被用者等でない者が公務員になった場合も含まれるとされている。

受給資格者について受給資格が消滅した場合には、受給事由消滅届を提出しなければならない(児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。)第7条第1項)が、受給事由消滅届が提出されない場合においても、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条(転出届)の規定による届出があったときは、規則第7条の規定による届出があったものとみなす(同第8条)とされている。

内閣府子ども・子育て本部統括官が地方自治法第245条の4に規定する技術的な助言として示す「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(府子本第430号、平成27年12月18日、以下「ガイドライン」という。)第21条(受給事由消滅届の処理)は、規則第7条の届出の提出を受けたときの処理について定め、さらに同ガイドライン第22条(職権に基づく支給事由消滅の処理)は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする、と定めている。

審査請求人による届出等及び処分庁の措置等に関しては、以下の事実が認められる。

審査請求人は、現在、A市に所在する社宅に居住しているが、平成29年1月11日、処分庁に対し、郵便にて平成28年10月11日を転出日とする転出届を提出した。なお、

転出届の提出に際して、受給事由消滅届は提出されなかった。審査請求人がA市に転入届を提出したのは平成29年1月23日である。

処分庁は、平成29年1月16日、住民基本台帳異動情報により、審査請求人が市外に転出したことを確認したため、審査請求人の転出先住所に「児童手当・特例給付『受給事由消滅届』提出のお願い」文書を発送し、同年1月27日までに受給事由消滅届を提出するよう促すとともに、転出先市町村での手続について転出先市町村に確認するよう促したが、審査請求人から受給事由消滅届の提出はなかった。

処分庁は、平成29年1月31日、住民基本台帳異動情報をもとに、職権で児童手当支給事由消滅処分（「本件処分」）を行った。なお当該住民基本台帳異動情報では、消除日は「H28.10.11」とされている。さらに処分庁は、同年2月2日、審査請求人に対し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（「消滅通知書」）を送付した。

本件処分について、審査請求人は、転出日の算出基準が分からなかったため、「郵便による転出届」には、勤務先での手続のための日付である平成28年10月11日を記入したものであり、本来の転出日は、転出先の自治体に転入届を提出した平成29年1月23日とするのが適当である旨主張している。

この点について、「児童手当関係法令上の疑義に対する回答について」（厚生省児童手当課長通知、児手第20号、昭和47年2月18日）〔別紙5〕は、「法8条の住所を変更した日」は「転出予定日」とすべきであり、「転出届出日」、「転入届出日」とすべきではないとされている（なお、この通知は現在では地方自治法第245条の4に規定する技術的な助言と位置付けられる。）。

処分庁は、この通知の示すところに従い、審査請求人が提出した「郵便による転出届」に基づき、処分庁が、審査請求人の市外への転出日を平成28年10月11日であると判断したものであって、この判断に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がない。

そして、処分庁が、審査請求人からの受給事由消滅届によらず、住民基本台帳ネットワーク上の情報をもとに職権で本件処分を行ったことは、法の規定を受けた規則及び内閣府のガイドラインに沿った取扱いであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して

は弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付、反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1の通り、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子